

イギリスにおける犯罪被害者等への経済的支援制度

2011年11月14日（於：内閣府）

同志社大学 奥村 正雄

I 犯罪被害者・テロ被害者に対する経済的支援

- 1 犯罪被害補償制度
- 2 海外テロ被害補償制度
- 3 英国赤十字社海外テロ被害者救援基金

II 犯罪被害補償制度

1. 制度名： Criminal Injuries Compensation Scheme

運営組織：犯罪被害補償審査会（Criminal Injuries Compensation Authority）

グラスゴーに本部

責任官庁：法務省。スコットランド政府からの業務委託。

適用範囲：

・場所的適用範囲：グレート・ブリテン（イングランド、スコットランド、ウェールズ）。英国籍の飛行機または船舶内も含む、

*北アイルランド～別個の犯罪被害補償制度

・人的適用範囲：国籍を問わない（英国市民である必要なし）

2. 根拠法令：

1995年犯罪被害補償法（The Criminal Injuries Compensation Act 1995）

2004年DV、犯罪及び被害者法（The Domestic Violence, Crime and Victims Act 2004,） s.57

2010年犯罪及び安全法（The Crime and Security Act） ss.47-54

3. 理念・趣旨：1995年法制定時の内務省の説明「国は、市民が他人の暴力行為によって被った障害に対して責任はないが、暴力事犯の落ち度のない被害者に対して、一般社会を代表して裁定した補償額の給付によって社会の連帯感と同情心を実際に表明することにある。」

4. 財源：国の一般財源

5. 給付実績：2010年度

申請件数；61,292件（解決数：64,768件）

補償額の総額；£2億8106万（イングランド＝ウェールズ・£2億5,549万、
スコットランド・£25,157）

Ⅲ 2008 スキームの内容 (2008 年 11 月 3 日以降)

1. 給付の申請

(1) 前制度 (2001 年スキーム) との変更点 ;

①不服申立機関 : 犯罪被害補償上訴委員会 (CICAP) → 「第 1 段階審査会」 (First-tier Tribunal)

②「障害等級表」 (Tariff Scheme) の一部修正

③その他 : 旧制度では外国で発生した犯罪事件の結果, グレート・ブリテンで精神障害を受けた場合にも申請ができるかが問題となったため, 新制度はこれを認めない趣旨から, 犯罪の発生をグレート・ブリテンに限定 (6 項)

(2) 申請者 ; 1964 年 8 月 1 日以降に犯罪被害で傷害を受けた者, あるいは同日以降に犯罪被害を受けた者が死亡した場合の有資格の申請者

(3) 申請期限 : 事件発生後, 2 年以内。ただし, 被害の状況から 2 年以内の申請が困難とみなされる場合を除く。

(4) 犯罪被害 : グレート・ブリテンで発生した犯罪被害で受けた傷害・死亡

①暴力犯罪 (放火, 毒物投与も含む)

②汽車転覆等罪の事件による被害者の死亡または重傷害を目撃した鉄道従業者で心身に重大な障害を負った者

③犯人もしくは被疑者の逮捕もしくは逮捕行為の着手, 犯罪防止もしくはその着手, またはこれらの業務に従事する司法警察職員に協力した際に障害を負った者

(5) 欠格事由

①1964 年 8 月 1 日以前に被害を受けた場合

②同じ被害について, 既に現行制度以外に他の制度に基づき申請をした場合 (意図的な二重申請は, 詐欺未遂罪で処罰可能性)

③1979 年 10 月 1 日以前に, 被害者と加害者が同じ世帯で家族として同居

④暴力犯罪がグレート・ブリテン以外で発生した場合

(6) 裁定額の減額・不支給

①申請者が警察その他の関係機関へ犯罪の通報を怠った場合

②申請者が警察に協力しなかった場合

③申請者が申請に関して犯罪被害補償審査会に協力しなかった場合

④事件の前後における申請者の行動が, 満額の裁定を不相当とする場合, もしくは

⑤申請者の前科があることにより, 満額もしくは裁定それ自体不相当となる場合 (ただし, ペナルティ・ポイント参照)

(7) ペナルティ・ポイント制度

申請者が, 前科がある場合でその刑が執行済みとみなさない場合 (執行済みか否かは 1974 年犯罪者社会復帰法により判断。30 ヶ月以上の拘禁刑の場合は執行済みとみなされない。) 及び当該被害事件後または申請後に別の事件で有罪判決を受けた場合は, 犯

罪歴として1点(10%)から10点(100%)までの範囲内で裁量により点数を決め、減額給付される。

(8) 家庭内暴力

攻撃者が被害者と同居している場合は裁定が行われない。ただし、申請が出される前に、攻撃者が訴追され、もしくは被害者との同居を止めたときを除く。

2. 障害等級表に基づく裁定

(1) 身体の傷害 (personal injury)

a) 身体の傷害：身体の傷害(致死を含む)、性的虐待・性暴力、精神的障害(身体障害を伴わない精神的障害・精神病は原則補償の対象外。ただし、被害者が身体障害を受ける相当のおそれがあったとき、親密な関係にある者が暴力犯罪の被害に遭ったのを目撃したとき、同意のない性犯罪の被害者であったとき、鉄道従業者が勤務中に事故により人の死傷結果を目撃したときを除く。

b) 基本的に1996年スキーム及び2001年スキームと同様、障害の程度に応じて、1等級(£1000)～25等級(£25万)

(2) 2008年スキームにおける障害等級の変更

①精神的障害：性暴力による精神的障害に対し(ただしその障害は不治の疾病で、精神科の予後による確認が必要)17等級と18等級の裁定額を追加

強姦・強制わいせつによる重度の身体的・精神的障害に対し、裁定額が£30000→£40000に増額

②脳の障害：脳の障害に対する裁定～被害者のニーズに合わせ従来よりも詳細に裁定の範囲付けがなされ、裁定額も増額(例；2001年スキームでは£16000と評価された通常の脳の障害につき、2008年スキームでは£27000～£82000の間で3等級に分けられた

③歯の障害：前歯の喪失～£1750(2001年)→£3,300(2008年)

④手・腕：片手・腕の喪失～£44000→£55000

両親指の喪失～£33000→£55000

⑤内臓の障害：腎臓の喪失～£22000→£11000

脾臓の喪失～£4400→£11000

3. 所得喪失または就労能力の喪失の補償

重傷害で28週間を超える期間の所得または就労の喪失に対する補償

(28週間までは、雇用主による「法定疾病給与」)

・被雇用者は1年間の所得証明、自営業者は3年間の事業収入証明が必要

①就労不能が犯罪被害の直接の結果であること

②逸失利益の請求

③税金の滞納や、国の給付金を不正取得がある場合は、検討の対象となる

④仮払いした場合は、返還を求めることがある。(実例なし)

⑤給付額：申請時点における全国平均賃金（週給）の 1.5 倍

[全国平均賃金 2010 年 2 月現在・週給 £ 733.50 (年俸 £ 38,132)]

4. 特別経費

重傷害で 28 週間を超える期間の所得または就労の能力の喪失がある場合

追加的補償として、特別経費についての補償～傷害を受けた日まで遡及

① 申請者が従前に使用していた身体用の補助器具が犯罪の被害により直接の結果として喪失または損害があった場合

② 傷害に対する国民健康保険（NHS）に関連した医療費の患者負担分

③ 傷害に対する保険適用外の私的な治療の費用（申請係官が相当と認める場合）

④ 特別の装置費用、住宅改造費、身体機能や食事の調理に係るケア費用、自傷他害のおそれを避けるための見守り費用（地方自治体、NHS その他の機関の支給を除く）

5. 裁定額の調整

* 公的給付の二重支払いを避ける

① 社会保障制度その他の公的給付がある場合は減額調整

② 雇用主による雇用保険の支払がある場合は減額調整

③ 障害者生活支援手当（Disability Living Allowance）の給付がある場合はケア費用給付との減額調整

④ 個人で掛けた保険の支払がある場合は調整なし

⑤ 年金との調整～犯罪被害を理由に申請者が通常の退職年齢に先立って年金が支給される場合は、一定額の年金が所得喪失の申請から控除される。

[参考事例] (2001 年スキームによる)

申請者：暴行により大腿骨骨折の傷害で 12 ヶ月間休職したが、全快し職場復帰。被害前の週給 £ 400。休職中、社会保障給付（短期の法定疾病給付または所得給付）として、週に £ 100 を受給。加害者は有罪となり、損害賠償命令により £ 500 の支払命令の言い渡し。申請者は、裁定額決定までに £ 200 を受領。

① 大腿骨骨折：障害等級 10～ £ 5500

+ ② 逸失利益：29 週～52 週 (24 週) × £ 400 = £ 9600

- ③ 社会保障給付：24 週 × £ 100 = £ 2400

(小計) £ 12700

- ④ 損害賠償命令：£ 200

(給付裁定額) ⇒ £ 12500

6. 被害者が死亡した場合の補償

(1) 申請資格者

- ①被害者の配偶者またはパートナー
- ②被害者の元配偶者またはパートナーで、死亡の直前まで被害者に生計依存
- ③内縁関係（同性の場合を含む）
- ④被害者の親権者
- ⑤被害者の子（18歳未満に限定されない。成人の子や胎児も含む）

*被害者の死亡前に被害補償金が給付された場合でも、死亡後に請求可能

*被害者の死亡に帰責事由のある者は請求できない

*被害者と破綻した関係にある元配偶者・パートナーは請求できない

(2) 給付内容

- ①葬儀費用（合理的とみなされる額。被害者に前科がある場合は検討対象）
- ②標準の補償額：£11000。申請者が2名以上の場合～各人に£5500
- ③生計依存関係：被害者に生計関係を依存～被害者死亡前後の家庭の収入を比較し、遺族が被害者から経済的に独立するまでの期間（配偶者の場合は通常被害者の定年退職まで。児童の場合は就学期間の終了まで。）
- ④養育費の喪失（申請者が18歳未満の児童の場合）；18歳に達するまで年額£2000

*総額£50万以内

7. 裁定額の給付

(1) 一括払い

- ①治療状態や経済的損失が明白な場合に限る。それが明白になるのに時間がかかるが、補償対象になることが明らかな場合は、仮払いの可能性。
- ②申請者の利益（一定期間収入を確保する）のために、同人と同意のうえ、一括払いの代わりに、信託の方法で裁定額を年金の全部または一部に充てることが可能。
- ③経済管理能力のある成人に対する支払い
 - *通常は、金融機関の申請人の口座に振込
- ④経済管理能力のない成人に対する支払い
 - *申請者には経済管理の判断能力がないとみなされた場合は、同人の法定の成年後見人に支払い
- ⑤18歳未満の児童に対する支払い
 - *一般の方針；申請者が18歳になった時点で受領できるように、その名義で銀行口座に通知預金の形態で預入れ。ただし、児童の教育、福祉に必要と判断される場合は、事前給付可能。
 - *申請者が年長少年（16, 17歳）で独立生活している場合、裁定額の全額給付可能。

8. 求償

*2004年DV,犯罪及び被害者法 57条を 1995年犯罪被害補償法 7条の後に挿入
国務大臣は、犯罪の被害に関して給付した補償金の全額または一部を、当該犯罪被害を惹起して有罪となった犯人から求償できる。

9. 不服申立

(1) CICA の裁定の再審査請求

- ①申立理由：申請者が、裁定の誤り、被害に関連した情報の考慮がない、誤った情報に基づく判断が行われたと考え、さらに検討を求める情報を有する場合
- ②申立期間；裁定の決定の日から 90 日以内
- ③申立方法：書面による
- ④審査員：当初の給付申請を処理した者とは別の審査係官
- ⑤再審査期間：6 週間以内を目標

(2) 第 1 段階審査会への上訴←CICA の再審査決定に対する不服申立

First-tier Tribunal (2007 年審査会, 裁判所及び執行法による独立の機関)

- ①構成員；囑託の審査会裁判官 1 名, 医療関係者 1 名, 一般人 1 名 (全体で 70 名)
- ②申立：CICA の再審査結果とともに上訴申立書の通知→申請人→1 ヶ月以内に送付
- ③上訴の対象：1996 年 4 月 1 日以降に CICA が行った裁定の再審査決定
- ④審問の有無：申請の内容により, 審問を開くかどうかを決定→CICA と申請者に通知
- ⑤審問の開催：2,3 名の審査員, CICA の代表の前でヒアリング, 証人の参加も可能
申請者本人以外の, 弁護士, **Victim Support**, 家族等の代理も可能
- ⑥審問の非開催：囑託の審査会裁判官に送付→決定結果を申請者に送付

↓
決定に不服の場合～ヒアリングによる再検討の要求→審問の開催

IV 海外テロ被害補償制度

2010 年犯罪及び安全法 (47~54 条)

1. 海外でのテロ被害に対する補償

- *海外でのテロ～犯罪被害補償制度の対象外→公的補償の立法化の声
- *制度趣旨：基本的に現行の犯罪被害補償制度と同じ

(1) 対象

- ①UK 以外の国で発生したテロによる傷害
- ②2010 年 1 月 18 日以降の被害
- ③テロの意義は 2000 年テロリズム法 1 条に規定のもの, 及び
- ④国務大臣がすべての状況を考慮して, テロに該当するとみなしたもの

(2) 補償制度

- ①名称：海外テロ被害補償制度 (Victims of Overseas Terrorism Compensation Scheme)
- ②申請適格：被害者の国籍，現住所，居住期間等を考慮して決定（英国国民に限定しない）
- ③給付：傷害の性質，所得の喪失，特別経費，その他適切と思われる要素を考慮し決定

V 英国赤十字社海外テロ被害者救援基金

*テロ被害者に対する迅速な経済支援～犯罪被害補償ではない

(1) 対象

- ①UK 以外の国で発生したテロの被害による傷害
- ②申請者：英国国民，英国の合法的に居住する外国人
- ③2006年3月以降の被害

(2) 給付

- ①上限：£ 15000
- ②被害直後：被害者遺族または重傷害被害者に £ 3000
- ③追加給付：遺族または，傷害を負い5日以上の入院治療を要する者に £ 12000

<参考文献>

The Criminal Injuries Compensation Scheme 2008

Guide to the Criminal Injuries Compensation Scheme

CICA, Annual Reports and Accounts 2010-11

L.Begley *et al.*, Criminal Injuries Compensation Claims 2008 (2010)

E.Lawson *et al.*, The Domestic Violence, Crime and Victims Act 2004(2005)

[補足]

イギリスの社会保障制度

通常、現金給付による所得補償制度を意味する

(1) 国民保健サービス (NHS) ～基本的に医療費は無料, 薬剤費の一部負担あり

(2) 国民保険

国民保険給付

求職者手当金 (拋出制) ～4 日目より半年を限度

労働不能給付～最初の 28 週 (短期低額の労働不能給付), 29 週から 24 週間 (短期高額の労働不能給付)。さらに労働不能が続く場合は, 2 年目から年金受給年齢まで長期労働不能給付。ただし, 保険料が賦課される下限所得額を上回る所得の大多数の被用者は最初の 28 週間は法定疾病手当 (短期低額の労働不能給付の代替)

出産手当金

遺族給付～60 歳未満の寡婦・65 歳未満の寡夫 (£2000 の寡婦寡夫一時金), 55 歳以上の寡婦寡夫には寡婦寡夫手当金を 1 年間支給

退職年金～男性 65 歳, 女性 60 歳から (2020 年から女性も 65 歳から)

(3) 無拋出制の給付

労働災害給付～傷害や病気の日から数え 16 週目から

障害者関係給付～65 歳以上で付添必要な場合の付添手当金, 65 歳未満の障害者には障害者生活手当金)

児童関係給付～所得制限なく, 16 歳 (就学中は 20 歳) 未満の全児童

(4) 資力調査・所得調査を伴う給付

児童タックスクレジット～16 歳 (就学中は 20 歳) 未満の児童のいる中低所得世帯に児童 1 人あたり £2085

就労タックスクレジット～週 16 時間以上働く子のいる者や障害のある者, 週 30 時間以上働く 25 歳以上の者, 50 歳以上で週 16 時間以上働く者に対し支給される所得調査を伴う給付

年金クレジット

最低保証クレジット～世帯の年金等の所得が基準額を下回る場合に差額を支給

貯蓄クレジット～所得が £91.20 (夫婦 £145.8 以上ある 65 歳以上の者に, 所得に応じ, £19.71 (夫婦 £26.13) 支給

所得補助～常勤の仕事がない世帯を支援する給付金 (勤労収入, 貯蓄, 資産等の合計が £16000 を超える場合は受給資格なし

住宅給付・地方税給付～低所得者に対し，家賃と地方税を補助する制度

無拠出求職者手当金～拠出制の求職者手当金受給資格者以外の失業者への手当（求職活動が条件）

社会基金～所得補助，無拠出制求職手当金，年金クレジット等の受給世帯に生活資金の貸付